

社会福祉法人 福角会
指定障害者支援施設 松山福祉園
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 福角会（以下「事業所」という。）が設置する松山福祉園（以下「施設」という。）において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に該当利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。
- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
 - 3 施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。
 - 4 施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 5 施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 6 施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒まないものとする。
 - 7 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
 - 8 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
 - 9 前8項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月26日松山市条例第61号）並びに松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日松山市条例第65号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスの提供を行うものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設障害福祉サービスを提供する指定障害者支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 松山福祉園
- (2) 所在地 愛媛県松山市権現町甲141番地

(提供する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類は次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援
- (2) 就労移行支援
- (3) 生活介護

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設には、常勤の管理者を1名置くものとし、次の業務を行う。

- (1) 職員の管理、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行うとともに、職員に対し、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと
- (2) サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させること

2 前項のほか、施設には次に掲げる職種、員数の職員を置くものとする。

- (1) サービス管理責任者 1名以上(うち1名以上は常勤)
- (2) 就労支援員 1名以上
- (3) 職業指導員 1名以上
(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1名以上は常勤)
- (4) 生活支援員 2名以上(就労移行支援は職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1名以上は常勤)
(生活介護はうち1名以上は常勤)
- (5) 看護師 1名以上
- (6) 就労支援員、職業指導員、生活支援員、看護師の総数 7名以上
- (7) 栄養士 1名以上
- (8) 事務員 1名以上
- (9) 医師 1名以上
- (10) 調理員 1名以上

3 前項の職員のうち、施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 就労移行支援
 - ① サービス管理責任者 1名以上(うち1名以上は常勤)
サービス管理責任者は、次の業務を行う。
 - i 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活

全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

- ii アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等の連携も含めて、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成すること。
- iii 施設障害福祉サービス計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した施設障害福祉サービス計画を記載した書面（以下「施設障害福祉サービス計画書」という。）を利用者に交付すること。
- iv 施設障害福祉サービス計画作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、就労移行支援については少なくとも3ヶ月に1回以上、生活介護については少なくとも6ヶ月に1回以上施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて施設障害福祉サービス計画を変更すること。
- v 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況を把握すること。
- vi 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと。
- vii 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

② 就労支援員 1名以上

就労支援員は、利用者の適性にあった職場探しを行い、企業内就労や職場実習の支援を通して就職、更には就職後の職場定着支援を行う。

③ 職業指導員 1名以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1名以上は常勤）

職業指導員は、生産活動の実施や事業所内での作業支援を通して一般就労等に向けた知識・能力の向上を図るよう支援を行う。

④ 生活支援員 1名以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1名以上は常勤）

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関する支援を行う。利用者の送迎を行う。

⑤ 就労支援員、職業指導員、生活支援員の総数 2名以上

(2) 生活介護

① サービス管理責任者 1名以上（うち1名以上は常勤）

サービス管理責任者は、第1号①に規定する業務を行う。

② 生活支援員 1名以上（うち1名以上は常勤）

生活支援員は、第1号④に規定する業務を行う。

③ 看護師 1名以上

看護師は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

④ 生活支援員、看護師の総数 5名以上

(3) 前号以外の職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 栄養士 1名以上

栄養士は、利用者の心身の状況や嗜好に応じた食事サービスについての管理・指導を行う。

② 事務員 1名以上

事務員は、必要な事務を行う。

③ 医師 1名以上

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

④ 調理員 1名以上

調理員は、食事の調理、配膳を行う。

(昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間等)

第6条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

(1) 営業日及びサービス提供日

通常、月曜日から金曜日までとする。ただし、生産活動によっては、365日営業し、サービスを提供する。また、国民の祝日及び年末年始については土日等に振り替えて実施することがある。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

① サービス提供時間は通常、午前9時から午後4時30分までとする。

② 前項以外でのサービス提供時間にも午前6時から午後2時15分まで及び午前7時30分から午後3時までとする。

③ ただし、上記以外の時間もサービスを提供することがある。

(4) 利用者一人あたりに対するサービス提供日数は、各月日数から8日をひいた数を上限とする。

(利用定員等)

第7条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援 定員 40名
- (2) 就労移行支援 定員 10名
- (3) 生活介護 定員 30名

(施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者)

第8条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに定める主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援 知的障害者
- (2) 就労移行支援 知的障害者
- (3) 生活介護 知的障害者

(施設障害福祉サービスの内容)

第9条 施設が提供する施設障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設障害福祉サービス計画の作成
- (2) 施設入所支援

施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間において、次に掲げる便宜を提供するものとする。

①食事の提供

- i 正当な理由なく、食事の提供を拒まないものとする。
- ii 食事の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- iii 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

②入浴又は清拭

③排泄の自立についての必要な援助

④身体等の介護

介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

⑤生活相談

⑥健康管理

常に利用者の健康の状況に注意するとともに、毎年2回定期的に健康診断を行うものとする。

⑦①から⑥に掲げる便宜に附帯する便宜

離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援、介護、相談、助言。

- (3) 就労移行支援

施設が提供する就労移行支援の内容は、主として昼間において次の便宜を供与するものとする。

- ①食事の提供
- ②就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- ③身体等の介護
- ④生産活動
- ⑤実習先企業等の紹介
- ⑥求職活動支援
- ⑦事業所外等支援（職場実習）
- ⑧職場定着支援
- ⑨生活相談
- ⑩余暇活動（創作的活動を含む）
- ⑪健康管理
- ⑫訪問支援
- ⑬送迎サービス
- ⑭①から⑬に掲げる便宜に附帯する便宜
その他必要な支援、介護、相談、助言

（４）生活介護

施設が提供する生活介護の内容は、主として昼間において次の便宜を供与するものとする。

- ①食事の提供
- ②入浴又は清拭
- ③身体等の介護
- ④生産活動
- ⑤余暇活動（創作的活動を含む）
- ⑥身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- ⑦生活相談
- ⑧健康管理
- ⑨訪問支援
- ⑩送迎サービス
- ⑪①から⑩に掲げる便宜に附帯する便宜
その他必要な支援、介護、相談、助言

（５）社会生活上の便宜の供与

- ①施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- ②施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者及びその家族の同意をもって行うものとする。
- ③施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (5) に附帯するその他必要な支援、介護、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第 1 0 条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 施設入所支援

①食事の提供に係る費用及び光熱水費

i 食費

ii 光熱水費

ただし、法第 34 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 21 条の 3 第 1 項に規定する食費等の費用基準額を、又は法第 34 条第 2 項において準用する法第 29 条第 6 項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり施設に支払われた場合は、令第 21 条の 3 第 1 項に規定する食費等の負担限度額を限度とする。

②日用品費の実費

③その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 就労移行支援

①食事の提供に係る費用

i 食費

ただし、令第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1 日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

②余暇活動（創作的活動を含む）に係る材料費等の実費

③日用品費の実費

④その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

(3) 生活介護

①食事の提供に係る費用

i 食費

ただし、令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

②余暇活動（創作的活動を含む）に係る材料費等の実費

③日用品費の実費

④その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（昼間実施サービスに係る通常事業の実施地域）

第11条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る通常の実施地域は次のとおりとする。

（1）就労移行支援

松山市城北部の区域とする。

（2）生活介護

松山市城北部の区域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対して実施する場合もある。

（工賃支払等）

第12条 施設は、就労移行支援及び生活介護の利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第13条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（1）共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事

（2）火気の取り扱いに注意すること

（3）けんか、口論その他、他人の迷惑となるような行為はしないこと

（4）その他管理上必要な指示に従うこと

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

第14条 施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事

情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第15条 施設は、当該施設において施設入所支援を受ける利用者が同一の月に施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたとき、又は、当該施設において施設入所支援を受ける者を除く利用者からの依頼を受けて、当該利用者が同一の月に施設が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、それぞれの利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(勤務体制の確保等)

第16条 施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。

2 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の職員によって当該サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者に委託するものとする。

(1) 施設設備の修繕等

(2) 前各号のほか、施設の維持・管理・運営上必要な業務であって、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務

3 施設は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 採用後研修 年1回以上

(非常災害対策)

第17条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第18条 施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう感染症マニュアルを作成するとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保つこととする。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

（協力医療機関等）

第19条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関として定めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第20条 現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに前条第1項に規定する協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに愛媛県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 施設は、施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第21条 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者及びその家族（以下、「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により、市町が、また、法第48条第1項の規定により愛媛県知事または市町長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、または当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等から苦情に関して市町または、愛媛県知事及び市町長が行う調査に協力するとともに、市町または、愛媛県知事及び市町長から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

る。

- 3 社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査またはあつせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 22 条 施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うにのとする。

- 2 施設は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 施設は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 23 条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （ 1 ）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （ 2 ）成年後見制度の利用支援
- （ 3 ）苦情解決体制の整備
- （ 4 ）職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （ 5 ）虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底を図ること

（身体拘束の禁止）

第 24 条 施設は、施設障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができるものとする。

- （ 1 ）緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- （ 2 ）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること
- （ 3 ）身体拘束等の適正化のための指針については、社会福祉法人福角会人権侵害防止規程に記載のとおりとする
- （ 4 ）職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的実施

（業務継続計画の策定等）

第25条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 施設は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（記録の整備）

第26条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

（1）施設障害福祉サービスの提供の記録

（2）施設障害福祉サービス計画

（3）利用者の生命または身体を保護するため、やむを得ず身体拘束等を行ったことに関する記録

（4）施設が利用者等から苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等の記録

（5）施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

（6）利用者が、正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに施設が行った市町への通知

（7）利用者が、偽りその他不正な行為によって介護給付費または訓練等給付費を受け、または受けようとしたときに施設が市町への通知

（その他運営に関する重要事項）

第27条 施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町または相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福角会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、第5条を平成25年4月1日より一部改正する。

この規程は、第2条、第5条、第7条、第10条を平成26年4月1日より一部改正する。

この規程は、第5条を平成27年4月1日より一部改正する。

この規程は、第5条を平成28年4月1日より一部改正する。

この規程は、第5条を平成29年4月1日より一部改正する。

この規程は、第5条を平成30年4月1日より一部改正する。

この規程は、第5条を平成30年8月1日より一部改正する。

この規程は、第5条、第7条を平成31年4月1日より一部改正する。

この規程は、第5条を令和2年4月1日より一部改正する。

この規程は、第5条、第23条、第24条を令和3年4月1日より一部改正する。

この規程は、第5条、第18条、第25条を令和4年4月1日より一部改正する。

この規程は、第5条を令和5年4月1日より一部改正する。

この規程は、第7条を令和8年7月1日より一部改正する。